

事例4

入院給付金のお支払い (検査のための入院)

なんらかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院した場合は、「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。

入院給付金は、病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いするため、健康診断や人間ドックなどを目的として入院したときにはお支払いできません。

新団体医療保険の例

お支払いする場合

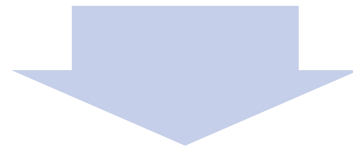
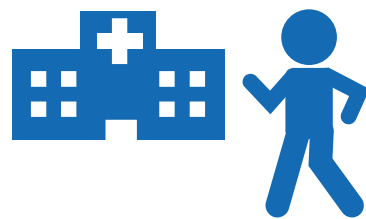
血便が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査が必要です」と言われ、検査目的で入院したケース



『血便』という、**身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院**であるため、病気に対する治療の一環として、入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院したケース



病気やけがの**治療を目的としない人間ドック検査目的の入院**のため、入院給付金はお支払いできません。

ご注意

「入院」とは、約款で規定する医師などによる治療などが必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「病院または診療所」とは、約款で規定する医療法に定める日本国内にある病院または診療所など（または、同等の日本国外にある医療施設）のことです。